

仕 様 書

1 業務名

恵下埋立地森林経路新設及び人工林周囲測量業務

2 業務の目的

本業務は、恵下埋立地の周辺森林（スギ林、ヒノキ林）を間伐するに当たり、事業実施のための経路（森林管理路）新設及び事業面積・位置を確定するための周囲測量を実施するものである。

なお、間伐は本業務を踏まえて、次年度以降を予定している。

3 履行期間

契約締結日から令和8年1月30日まで

4 履行箇所

広島市佐伯区湯来町大字和田

5 業務内容

(1) 経路（森林管理路）新設

区分	幅員	延長
森林管理路恵下1号線	1.2m	1,650m
森林管理路恵下2号線	1.2m	350m
森林管理路恵下3号線	0.6m	650m
森林管理路恵下4号線	0.6m	250m

ア 実施区間については、別図1・2を基本とし、決定については、発注者と協議し、承諾を得ること。

イ 実施区間の起点・終点は杭で明示すること。

ウ 委託成果品として実施個所が分かるように施業図（1/5,000）に実施区間を明示し発注者へ提出すること。

エ 実施個所ごとの着手前・完成及び実施状況が分かるように写真管理すること。

オ 実施区間の地表植生及び伐倒木の根茎がほとんど除去される程度に地表をかき起こし、踏み固め、支障物は実施区間外に除去し、上表に示される幅員を確保すること。

カ 必要箇所（雨水の貯留する路面、流加の著しい箇所）においては側溝を作設するほか要所に排水溝を切開くとともに、傾斜地には路面に横木を伏設すること。

キ 急傾斜を横切る経路は、切取部を多くし、路肩には丸太等で土止めを行うこと。

ク 崩かい等により欠損した経路は迂回路を作設すること。

ケ 経路新設に当たっては、関係機関等との申請資料等を作成し、協議すること。

(2) 周囲測量

区分	面積
スギ・ヒノキ周囲測量	20ha 程度

ア 実施区域については、別図1・2を基本とすること。

イ G N S S等を用いて、対象スギ・ヒノキの周囲測量を行い、測量図面（縮尺1/2,500及び1/5,000）を作成すること。測量図面は、地番入り地形図に間伐施業地及び除地等を区別して記入し、面積を表示すること。

ウ 測量杭の設置及び規格等については、次の各号によること。

(ア) 測量杭は、原則として測点番号を起点方向に向け設置すること。

(イ) 測量杭は、上端を赤ペンキ等で着色して見やすくするとともに、その移動・紛失を防ぐよう設置すること。

(ウ) 測量杭の規格は、3cm×0.3cm以上で、長さは30cm以上のものとする。

エ 測量の結果は、測量野帳に記入し、一施業団地（地番）ごとに面積等を整理するとともに、樹種、林齢を記入すること。測量野帳は、測点、X座標、Y座標、標高を記入すること。

オ 測量の結果及び、ひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱、環境貢献林整備事業実施要領、環境貢献林整備事業実施要領の運用、ひろしま森づくり事業（環境貢献林整備事業）における補助金額の算定について、環境貢献林整備事業標準単価表をもとに、別添（環境貢献林整備事業実施計画書、事業計画書、事業計画内訳表）及び添付書類を作成すること。

6 注意事項

(1) 作業に当たっては、造林木に損傷を与えないこと。

(2) 伐採木等は林内に積み重ねるなど、境界や通行の支障とならないようにすること。

(3) 作業に当たっては、第三者に迷惑のかからないよう、また、一般交通に支障を及ぼさないよう十分配慮すること。

(4) 作業に当たっては、希少動植物生育地をかく乱することのないよう十分配慮すること。

(5) 作業完了後は、施行前、施行後及び施行中の状況写真を位置図等と併せて委託業務実施報告書に添付し、提出すること。

(6) たき火の厳禁、歩行中の喫煙は絶対にしないこと等、火気の取り扱いには十分注意し、山火事が発生することのないようにすること。

(7) 現場で使用した図面等は、必ず持ち帰ること。

7 その他

(1) 業務実施に当たっては、関係諸法令を遵守すること。

(2) 本仕様書に記載してあるもののほか、その他必要な事項については、発注者と協議の上、これを定めることとする。